

令和2年8月2日

クラブ関係各位

宮本ジュニアサッカークラブ

活動ガイドライン

本ガイドラインは本組織（クラブ）の活動を、安全にかつ円滑に行うことを目的として定めるものとする。

【活動の制限】

下記事項に当たる場合、原則として活動を一時休止する。

また、再開に関しては随時、役員会が判断し実施する。

I 学校指定の感染性疾患に感染した場合

(1) インフルエンザ（新型インフルエンザ含）

- ①当クラブ内の同一学年で **3割以上**の選手が同時に感染した場合は、当該学年のみの活動を一時休止いたします。
- ②当クラブ内で **2学年以上**が感染により活動を休止した場合は、当クラブの活動を一時休止いたします。
- ③**所属**小学校内にて学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖等の指示が出された場合はこれに準じる。
また、幼稚園、保育園からの指示も同様とする。
- ④保護者、兄弟等、生活と共にする者が感染した場合、自粛も含め流布を未然に防ぐよう最大限努力をする。

(2) 新型コロナウイルス（COVID-19）

- ①当クラブ内の選手が感染した場合は、当クラブの活動を一時休止いたします。
- ②当クラブ内の関係者（選手、保護者、スタッフ等）が感染者の濃厚接触者にあたる場合は、未感染（陰性）が確認できるまで活動を一時休止する。
- ③感染拡大防止対応として、当クラブの選手が所属する学校、幼稚園、保育園等の教育機関、施設開放委員会、また、当クラブが所属するサッカー協会の指示に従うこととする。

(3) その他の疾病

上記疾病と同様の対応とする。

再開は基本的には感染者が完治し、医師からの活動の許可を得てからとする。
また、所属する小学校、幼稚園、保育園等の教育機関からの閉鎖の解除を受けて再開とする。

II 自然災害の場合

甚大な影響を与える自然災害が発生した場合、活動の安全性と円滑な運営が確保できるまで活動を一時休止する。

付則 本ガイドラインは平成 23 年 4 月 23 日から施行する。
本ガイドラインは令和 2 年 8 月 2 日から改正施行する。